

東教第1702号
平成29年1月26日

各市町立小・中学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所長（公印省略）

雇用保険の適用拡大等について（通知）

日頃、社会保険事務の適正な執行について御配慮いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年3月31日公布）により平成29年1月1日から65歳以上の教職員のうち雇用保険の適用要件に該当する場合は雇用保険の適用の対象となります（高年齢被保険者）。

再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤講師への適用については、次のとおり取り扱うこととなりましたので、対象職員に周知くださいますようお願いいたします。

記

1 対象職員

次の(1)～(3)に該当する再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤講師

- (1) 平成28年12月31日現在、高年齢継続被保険者※であった者
- (2) 平成28年12月31日までに採用された者で採用時65歳以上のため被保険者でなかった者であって雇用保険の適用要件に該当する者のうち平成29年1月1日以降も継続して雇用している者
- (3) 平成29年1月1日以降、65歳以上で採用された者で雇用保険の適用要件に該当する者

※高年齢継続被保険者

65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以降の日において雇用されている被保険者

2 手続

- (1) 上記1(1)に該当し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合自動的に高年齢被保険者となります。
- (2) 上記1(2)に該当する場合採用時には雇用保険加入の手続を行っていないため、東部教育事務所で加入手続を行います。
- (3) 上記1(3)に該当する場合雇用した時点から高年齢被保険者となるので、東部教育事務所で加入手続を行います。

3 その他

- (1) 毎年度4月1日現在64歳以上の場合、保険料の徴収は平成31年度まで免除です。
- (2) 離職後、受給要件を満たす場合は高年齢求職者給付金が支給されます。
 - ・ 離職していること
 - ・ 積極的に就職する意思があり、いつでも就職できるが仕事が見つからない状態であること
 - ・ 離職前1年間に雇用保険に加入していた期間が通算して6か月以上あること
- (3) 詳細については管轄する公共職業安定所にお問い合わせください。

(公共職業安定所管轄一覧)

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/saitama/antei.html>

参考URL

- 雇用保険の適用拡大等について（厚生労働省HP）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136389.html>
- リーフレット（厚生労働省HP）
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11600000-Shokugyou-anteikyoku/0000136394.pdf>

担当：総務・給与担当 高辻・矢作・三輪

電話：048-737-2727

FAX：048-737-2812